

資料2-2

集成材の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○集成材の日本農林規格（平成 19 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1152 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 1152-1:<u>20xx</u> 集成材—第 1 部：一般要求事項 Glued Laminated Timber— Part 1 : General requirements 1～4 （略） 5 表示 5.1 造作用集成材の表示事項 <u>造作用集成材の表示事項については、次による。</u> a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1) 品名 <u>2) 等級</u> <u>3)～6)</u> （略） <u>7) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称及び所在地</u> b)・c) （略） 5.2 造作用集成材の表示の方法 <u>造作用集成材の表示の方法については、次による。</u> a) <u>5.1 a)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法<u>によって</u>行われなければならない。 <u>1)</u> （略） <u>2) 等級</u> 等級は、1 等又は 2 等の別を記載する。 <u>3)</u> （略） <u>4) 見付け材面</u> 1 面、2 面、3 面及び 4 面のいずれかを表す文字等を記載しなければならない。ただし、<u>4.1.4 によって</u>協定等を結んだ場合は、“－”と記載しなければならない。 <u>5)・6)</u> （略） <u>7) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地</u> <u>製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u> b) <u>5.1 b)</u>によって、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨の表示をする場合には“非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用”と記載しなければならない。 c) <u>5.1 c)</u>によって、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、“非ホルムアルデヒド系接着剤使用”と記載しなければならない。 d) <u>5.1 a)</u>に規定する事項の表示は、<u>A.1 によって</u>、各個又は各こりの、格付の表示の同一面の見やす	日本農林規格 JAS 1152-1:<u>2023</u> 集成材—第 1 部：一般要求事項 Glued Laminated Timber— Part 1 : General requirements 1～4 （略） 5 表示 5.1 造作用集成材の表示事項 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1) 品名 （新設） <u>2)～5)</u> （略） <u>6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u> b)・c) （略） 5.2 造作用集成材の表示の方法 a) <u>5.1 a) 1)～5)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法<u>により</u>行われなければならない。 <u>1)</u> （略） （新設） <u>2)</u> （略） <u>3) 見付け材面</u> 1 面、2 面、3 面及び 4 面のいずれかを表す文字等を記載しなければならない。ただし、<u>4.1.4 により</u>協定等を結んだ場合は、“－”と記載しなければならない。 <u>4)・5)</u> （略） （新設） b) <u>5.1 b)</u>により、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨の表示をする場合には“非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用”と記載しなければならない。 c) <u>5.1 c)</u>により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、“非ホルムアルデヒド系接着剤使用”と記載しなければならない。 d) <u>5.1 a)</u>に規定する事項の表示は、<u>A.1 により</u>、各個又は各こり<u>ごとに</u>、見やすい箇所にしなければな

い箇所に明瞭にしなければならない。

5.3 化粧ばり造作用集成材の表示事項

化粧ばり造作用集成材の表示事項については、次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

- 1) 品名
- 2) 等級
- 3)～8) (略)
- 9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地

b)・c) (略)

5.4 化粧ばり造作用集成材の表示の方法

化粧ばり造作用集成材の表示の方法については、次による。

a) 5.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

- 1) (略)
- 2) 等級 等級は、1 等又は 2 等の別を記載する。
- 3)～8) (略)
- 9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

b)・c) (略)

d) 5.3 a)に規定する事項の表示は、A.1 によって、各個又は各こりの、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.5 構造用集成材の表示事項

構造用集成材の表示事項については、次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

- 1)～7) (略)
- 8) 検査方法 (JAS 1152-2 の 5.7 の曲げ A 試験を行うものに限る。)
- 9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地

b)～h) (略)

5.6 構造用集成材の表示の方法

構造用集成材の表示の方法については、次による。

a) 5.5 a)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

- 1)・2) (略)
- 3) 材面の品質 “1 種”，“2 種”又は“3 種”と記載しなければならない。ただし、4.3.5 によって協定等を結んだ場合は，“一”と記載しなければならない。
- 4)～7) (略)
- 8) 検査方法 JAS 1152-2 の 5.7 の曲げ A 試験を行うものにあつては、曲げ性能試験を行った旨を記載しなければならない。
- 9) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

らない。

5.3 化粧ばり造作用集成材の表示事項

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

- 1) (略)
- (新設)
- 2)～7) (略)
- 8) 製造業者又は販売業者 (輸入品にあつては、輸入業者) の氏名又は名称及び所在地

b)・c) (略)

5.4 化粧ばり造作用集成材の表示の方法

a) 5.3 a) 1)～7)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われなければならない。

- 1) (略)
- (新設)
- 2)～7) (略)
- (新設)

b)・c) (略)

d) 5.3 a)に規定する事項の表示は、A.1 により、各個又は各こりごとに、見やすい箇所にしなければならない。

5.5 構造用集成材の表示事項

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

- 1)～7) (略)
- 8) 検査方法 (JAS 1152-2 の 5.7 曲げ A 試験を行うものに限る。)
- 9) 製造業者又は販売業者 (輸入品にあつては、輸入業者) の氏名又は名称及び所在地

b)～h) (略)

5.6 構造用集成材の表示の方法

a) 5.5 a) 1)～8)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

- 1)・2) (略)
- 3) 材面の品質 “1 種”，“2 種”又は“3 種”と記載しなければならない。ただし、4.3.5 により協定等を結んだ場合は，“一”と記載しなければならない。
- 4)～7) (略)
- 8) 検査方法 JAS 1152-2 の 5.7 曲げ A 試験を行うものにあつては、曲げ性能試験を行った旨を記載しなければならない。
- (新設)

- b) **5.5 b)**によって、使用方向を表示する場合には、上面（荷重を受ける面をいう。以下同じ。）の見やすい位置に、その面が上面である旨を記載しなければならない。
- c) **5.5 c)**によって、幅はぎ未評価ラミナを使用する場合には“品名”の事項の後に、“（幅はぎ未評価ラミナ使用：中間層）”、“（幅はぎ未評価ラミナ使用：内層）”又は“（幅はぎ未評価ラミナ使用：中間層・内層）”と記載するとともに**5.5 b)**に従った表示を行わなければならない。
- d) **5.5 d)**によって、ホルムアルデヒド放散量の表示記号を表示する場合には、次の**1)～4)**に規定するところによって記載しなければならない。

- 1) **JAS 1152-2** の **5.12** のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆☆☆☆と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆☆”と記載しなければならない。
 - 2) **JAS 1152-2** の **5.12** のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆☆☆と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆”と記載しなければならない。
 - 3) **JAS 1152-2** の **5.12** のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆☆と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆”と記載しなければならない。
 - 4) **JAS 1152-2** の **5.12** のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆S と表示するものの項に該当するときは、“F☆S”と記載しなければならない。
- e) **5.5 e)**によって、保存処理を施した旨の表示をする場合にあっては、性能区分は“保存処理 K3”又は“保存 K3”と記載するほか、使用した木材保存剤の種類を表 37 の左欄に掲げる木材保存剤名又は同表の右欄に掲げる木材保存剤の記号をもって記載しなければならない。また、処理方法を性能区分の次に“（製品処理）”又は“（ラミナ処理）”と記載しなければならない。

表 37（略）

- f) **5.5 f)**によって、実大曲げ試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行った旨の表示をする場合であって、実大曲げ試験による強度確認を実施したものにあっては、“実大曲げ試験による強度確認を実施”等と、実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行ったものにあっては、“実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を実施”等と記載しなければならない。
- g) **5.5 g)**によって、ブルーフロダによる強度確認を行った旨の表示をする場合にあっては、“ブルーフロダによる強度確認を実施”と記載しなければならない。
- h) **5.5 h)**によって、接着剤又は塗料若しくは木材保存剤にホルムアルデヒドを含まない旨又は放散しない旨の表示をする場合には、次のいずれかの方法による。
- 1)・2) （略）
- i) **5.5 a)**に規定する事項の表示は、**A.2** によって、各個又は各こりの、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.7 化粧ばり構造用集成柱の表示事項

5.3 に同じ。ただし、a) 2)を除く。

5.8 化粧ばり構造用集成柱の表示の方法

5.4 に同じ。ただし、a) 2)を除くとともに、品名及び樹種名（芯材）の表示は、次に規定する方法に

- b) **5.5 b)**により、使用方向を表示する場合には、上面（荷重を受ける面をいう。以下同じ。）の見やすい位置に、その面が上面である旨を記載しなければならない。
- c) **5.5 c)**により、幅はぎ未評価ラミナを使用する場合には“品名”の事項の後に、“（幅はぎ未評価ラミナ使用：中間層）”、“（幅はぎ未評価ラミナ使用：内層）”又は“（幅はぎ未評価ラミナ使用：中間層・内層）”と記載するとともに**5.5 b)**に従った表示を行わなければならない。
- d) **5.5 d)**により、ホルムアルデヒド放散量の表示記号を表示する場合には、次の**1)～4)**に規定するところにより記載しなければならない。

- 1) **JAS 1152-2** の **5.12** ホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆☆☆☆と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆☆”と記載しなければならない。
 - 2) **JAS 1152-2** の **5.12** ホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆☆☆と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆”と記載しなければならない。
 - 3) **JAS 1152-2** の **5.12** ホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆☆と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆”と記載しなければならない。
 - 4) **JAS 1152-2** の **5.12** ホルムアルデヒド放散量試験による試験結果がホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。）の項基準の欄の表 F☆S と表示するものの項に該当するときは、“F☆S”と記載しなければならない。
- e) **5.5 e)**により、保存処理を施した旨の表示をする場合にあっては、性能区分は“保存処理 K3”又は“保存 K3”と記載するほか、使用した木材保存剤の種類を表 37 の左欄に掲げる木材保存剤名又は同表の右欄に掲げる木材保存剤の記号をもって記載しなければならない。また、処理方法を性能区分の次に“（製品処理）”又は“（ラミナ処理）”と記載しなければならない。

表 37（略）

- f) **5.5 f)**により、実大曲げ試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行った旨の表示をする場合であって、実大曲げ試験による強度確認を実施したものにあっては、“実大曲げ試験による強度確認を実施”等と、実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行ったものにあっては、“実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を実施”等と記載しなければならない。
- g) **5.5 g)**により、ブルーフロダによる強度確認を行った旨の表示をする場合にあっては、“ブルーフロダによる強度確認を実施”と記載しなければならない。
- h) **5.5 h)**により、接着剤又は塗料若しくは木材保存剤にホルムアルデヒドを含まない旨又は放散しない旨の表示をする場合には、次のいずれかの方法による。
- 1)・2) （略）
- i) **5.5 a)**に規定する事項の表示は、**A.2** により、各個又は各こりに見やすい箇所にしなければならない。

5.7 化粧ばり構造用集成柱の表示事項

5.3 に同じ。

5.8 化粧ばり構造用集成柱の表示の方法

5.4 に同じ。ただし、品名及び樹種名（芯材）の表示は、次に規定する方法により行われなければな

よって行われなければならない。 a)・b) (略) 5.9 表示禁止事項 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。 a) 表示事項の項の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語 b) (略)	らない。 a)・b) (略) 5.9 表示禁止事項 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。 a) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 b) (略)																																								
附属書 A (規定) 集成材の表示の様式 A.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式 <u>5.1, 5.3 及び 5.5 に規定する事項の表示について、造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。</u> <table><tr><td>品名</td><td>等級^{a)}</td></tr><tr><td>樹種名</td><td>芯材^{b)} 化粧薄板^{b)}</td></tr><tr><td colspan="2">化粧薄板の厚さ^{b)}</td></tr><tr><td colspan="2">見付け材面</td></tr><tr><td>寸法</td><td>短辺 長辺 材長</td></tr><tr><td colspan="2">ホルムアルデヒド放散量^{c)}</td></tr><tr><td colspan="2">使用接着剤等の種類^{d)}</td></tr><tr><td colspan="2"><u>製造業者等^{e)}</u></td></tr></table>	品名	等級 ^{a)}	樹種名	芯材 ^{b)} 化粧薄板 ^{b)}	化粧薄板の厚さ ^{b)}		見付け材面		寸法	短辺 長辺 材長	ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}		使用接着剤等の種類 ^{d)}		<u>製造業者等^{e)}</u>		附属書 A (規定) 集成材の表示の様式 A.1 箇条 5 に規定する事項の表示を次に示す。 a) 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式 <table><tr><td>品名</td><td>(新設)</td><td>等級</td></tr><tr><td>樹種名</td><td>芯材¹⁾ 化粧薄板¹⁾</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">化粧薄板の厚さ¹⁾</td></tr><tr><td colspan="3">見付け材面</td></tr><tr><td>寸法</td><td>短辺 長辺 材長</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ホルムアルデヒド放散量²⁾</td></tr><tr><td colspan="3">使用接着剤等の種類³⁾</td></tr><tr><td colspan="3"><u>製造業者^{4), 5)}</u></td></tr></table>	品名	(新設)	等級	樹種名	芯材 ¹⁾ 化粧薄板 ¹⁾		化粧薄板の厚さ ¹⁾			見付け材面			寸法	短辺 長辺 材長		ホルムアルデヒド放散量 ²⁾			使用接着剤等の種類 ³⁾			<u>製造業者^{4), 5)}</u>		
品名	等級 ^{a)}																																								
樹種名	芯材 ^{b)} 化粧薄板 ^{b)}																																								
化粧薄板の厚さ ^{b)}																																									
見付け材面																																									
寸法	短辺 長辺 材長																																								
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}																																									
使用接着剤等の種類 ^{d)}																																									
<u>製造業者等^{e)}</u>																																									
品名	(新設)	等級																																							
樹種名	芯材 ¹⁾ 化粧薄板 ¹⁾																																								
化粧薄板の厚さ ¹⁾																																									
見付け材面																																									
寸法	短辺 長辺 材長																																								
ホルムアルデヒド放散量 ²⁾																																									
使用接着剤等の種類 ³⁾																																									
<u>製造業者^{4), 5)}</u>																																									
<u>注 a) 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材に限り記載する。</u> <u>注 b) この様式中、造作用集成材にあつては、“芯材”、“化粧薄板”及び“化粧薄板の厚さ”を、それぞれ省略する。</u> <u>注 c) ホルムアルデヒド放散量についての表示をしていないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。</u> <u>注 d) 非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。</u> <u>注 e) 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。</u> 図 A.1－造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式 (削る。)	図 A.1－造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の表示の様式 1) この様式中、造作用集成材にあつては、“芯材”、“化粧薄板”及び“化粧薄板の厚さ”を、それぞれ省略しなければならない 2) ホルムアルデヒド放散量についての表示をしていないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略しなければならない。 3) 非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“使用接着																																								

A.2 構造用集成材の表示の様式

5.7に規定する事項の表示について、構造用集成材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名
強 度 等 級	
材 面 の 品 質	
接 着 性 能	
樹 種 名	
寸 法	
ラ ミ ナ の 積 層 数 ^{a)}	
検 査 方 法 ^{b)}	
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}	
性能区分及び処理方法 ^{d)}	
木 材 保 存 剤 ^{d)}	
実 大 曲 げ 試 験 等 ^{e)}	
プ ル ー フ ロ ー ダ ^{f)}	
使用接着剤等の種類 ^{g)}	
製 造 業 者 等 ^{h)}	

- 注^{a)} 薄板をはり付けていないものにあつては、この様式中“ラミナの積層数”を省略する。
- 注^{b)} 曲げ性能試験を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“検査方法”を省略する。
- 注^{c)} ホルムアルデヒド放散量についての表示をしていないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。
- 注^{d)} 保存処理を施した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“性能区分及び処理方法”及び“木材保存剤”を省略する。
- 注^{e)} 実大曲げ試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“実大曲げ試験等”を省略する。
- 注^{f)} プルーフローダによる強度確認を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“プルーフローダ”を省略する。
- 注^{g)} 非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。
- 注^{h)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.2－構造用集成材の表示の様式

(削る。)

剤等の種類”を省略しなければならない。

- 4) 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。
- 5) 輸入品にあつては、4)にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。
- 6) この様式は、縦書きとしてもよい。
- b) 構造用集成材の表示の様式

品	名
強 度 等 級	
材 面 の 品 質	
接 着 性 能	
樹 種 名	
寸 法	
ラ ミ ナ の 積 層 数 ¹⁾	
検 査 方 法 ²⁾	
ホルムアルデヒド放散量 ³⁾	
性能区分及び処理方法 ⁴⁾	
木 材 保 存 剤 ⁴⁾	
実 大 曲 げ 試 験 等 ⁵⁾	
プ ル ー フ ロ ー ダ ⁶⁾	
使用接着剤等の種類 ⁷⁾	
製 造 業 者 ^{8), 9)}	

図 A.2－構造用集成材の表示の様式

- 1) 薄板をはり付けていないものにあつては、この様式中“ラミナの積層数”を省略しなければならない。

		<u>2) 曲げ性能試験を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“検査方法”を省略しなければならない。</u> <u>3) ホルムアルデヒド放散量についての表示をしていないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略しなければならない。</u> <u>4) 保存処理を施した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“性能区分及び処理方法”及び“木材保存剤”を省略しなければならない。</u> <u>5) 実大曲げ試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“実大曲げ試験等”を省略しなければならない。</u> <u>6) プルーフローダによる強度確認を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“プルーフローダ”を省略しなければならない。</u> <u>7) 非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略しなければならない。</u> <u>8) 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。</u> <u>9) 輸入品にあつては、8)にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。</u> <u>10) この様式は、縦書きとしてもよい。</u>
附属書 B・附属書 C （略）		附属書 B・附属書 C （略）
集成材一第 2 部：試験方法 （略） JAS 1152-2:<u>20xx</u>		集成材一第 2 部：試験方法 （略） JAS 1152-2:<u>2023</u>